

障害者活躍推進計画

機 関 名	つがる市
任 命 権 者	つがる市長 福島 弘芳
計 画 期 間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
障害者雇用に関する課題	<p>つがる市においては、平成30年において、過去に行つた障害者任免状況通報の内容について再点検を行ったところ、障害者の範囲に誤りが見られ、法定雇用率が未達成であったことが発覚した。このため、平成31年に障害者採用計画を作成し、積極的な採用活動を行っているところである。</p> <p>今後は法定雇用率の達成を目指すとともに、採用した障害者である職員の活躍のために更なる体制整備や各種取組が必要である。</p>
目 標	
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点） (各年度) 当該年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>(参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率 2.26%</p> <p>(評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>(評価方法) 毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理</p>
取 組 内 容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務部総務課長を選任する。 ○総務部総務課を障害者である職員の相談窓口として設定し、適宜庁内掲示等により周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3カ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 身体障害等により従来の業務遂行が困難となつた障害者から相談があつた場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

(1) 職務環境

- 定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。
○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

(2) 募集・採用

- 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
・自力で通勤できることといった条件を設定する。
・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

4. その他の

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場を推進する。

(令和2年2月21日策定)